

# 官 報

乙第7号

## 目 次

### 政 令

- 建設省組織令の一部を改正する政令  
〔政第三二七号〕 四三四
- 予算決算及び会計令臨時特例の一部を改正する政令  
〔政第三二八号〕 四三四
- 自動車の保管場所の確保等に関する法律施行令  
〔政第三一九号〕 四三五

### 省 府 令

- 自動車の保管場所の確保を証する書面に關する命令  
〔総理、運輸第一号〕 四三六

### 省 令

- 契約事務取扱規則  
〔大蔵第五二号〕 四三七
- 公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律施行規則  
〔文部第三二号〕 四四〇
- 運輸省定員規則の一部を改正する省令  
〔運輸第四四号〕 四四五
- 建設省内部部局組織規程の一部を改正する省令  
〔建設第二二号〕 四四五

### 訓 令

- 農林省文書管理規則の一部を改正する訓令  
〔農林第四五号〕 四四五

### 告 示

- 労働省所管会計事務取扱規程の一部を改正する訓令  
〔労働第四号〕 四四六
- 水資源開発促進法の規定に基づき、利根川水系における水資源開発基本計画を決定した件  
〔総理第三〇号〕 四四六
- 右同法の規定に基づき、淀川水系における水資源開発基本計画を決定した件  
〔同 第三二号〕 四四六
- 日本学術会議会員選挙につき、候補者となつた区の変更および候補を取消しする旨の届出があつた件  
〔日本学術会議第六号〕 四四七
- 裁定申請の取下の件  
〔土地調整委第六号〕 四四七
- 指定統計の調査票の統計目的以外への使用について承認を行なつた件  
〔行政管理庁第六三三号、第六五号〕 四四七
- 日本政府とコロンビア共和国政府との間の査証及び査証料相互免除取極に關する件  
〔外務第一五七号〕 四四七
- 農産物規格規程の一部を改正する件  
〔農林第一〇五六号〕 四四七
- 地すべり防止区域に指定する件  
新潟県  
〔農林第一〇五七号〕 四四八
- 石川県  
〔同 第一〇五八号〕 四四九
- 運輸審議会件名表に登録された事案の件  
〔運輸第二七二号、第二七三号〕 四五一
- 東利尻町長から飛行場の供用開始期日について届出があつた件  
〔運輸第二七四号〕 四五三
- 外国郵便為替等に適用する外国貨幣換算割合の件の別表を改正する件  
〔郵政第五四号〕 四五三

### 国会事項

#### 衆議院

- 議案提出  
〔議案第三五号〕 四五四
- 議案付託  
〔議案第三五号〕 四五四
- 参議院法制局事務分掌規程の一部を改正する規程  
〔同 第三六号〕 四五四

#### 参議院

- 参議院法制局事務分掌規程の一部を改正する規程  
〔同 第三六号〕 四五四

### 叙 任 及 び 辞 令

#### 叙 任 及 び 辞 令

- 内閣  
〔同 第三六号〕 四五四
- 法務省  
〔同 第三六号〕 四五四
- 外務省  
〔同 第三六号〕 四五四

### 官 庁 報 告

#### 官 庁 報 告

- 官報報告主任異動〔大蔵省印刷局〕  
高知県  
〔同 第三六号〕 四五四
- 再審による無罪判決の公示  
〔同 第三六号〕 四五四
- 官報賠償請求権の申出に關する公示  
〔同 第三六号〕 四五四

### 法 務

#### 法 務

#### 法 務

- 最低賃金の改正決定に關する公示  
岡山県  
〔岡山労働基準 公示第二八号〕 四五五
- 岡山県  
〔同 第二九号〕 四五五
- 岡山県  
〔同 第三〇号〕 四五六

- 最低賃金の決定に關する公示  
広島県  
〔同 第七号〕 四五七
- 〔同 第七号〕 四五七
- 〔同 第七号〕 四五七

- 最低賃金の決定に關する公示  
〔同 第七号〕 四五七

- 最低賃金の決定に關する公示  
〔同 第七号〕 四五七

- 最低賃金の決定に關する公示  
〔同 第七号〕 四五七

- 最低賃金の決定に關する公示  
〔同 第七号〕 四五七

- 最低賃金の決定に關する公示  
〔同 第七号〕 四五七

- 最低賃金の決定に關する公示  
〔同 第七号〕 四五七

- 最低賃金の決定に關する公示  
〔同 第七号〕 四五七

- 最低賃金の決定に關する公示  
〔同 第七号〕 四五七

- 最低賃金の決定に關する公示  
〔同 第七号〕 四五七

- 最低賃金の決定に關する公示  
〔同 第七号〕 四五七

- 最低賃金の決定に關する公示  
〔同 第七号〕 四五七

- 最低賃金の決定に關する公示  
〔同 第七号〕 四五七

- 最低賃金の決定に關する公示  
〔同 第七号〕 四五七

- 最低賃金の決定に關する公示  
〔同 第七号〕 四五七

- 最低賃金の決定に關する公示  
〔同 第七号〕 四五七

- 最低賃金の決定に關する公示  
〔同 第七号〕 四五七

- 最低賃金の決定に關する公示  
〔同 第七号〕 四五七

- 最低賃金の決定に關する公示  
〔同 第七号〕 四五七

- 最低賃金の決定に關する公示  
〔同 第七号〕 四五七

- 最低賃金の決定に關する公示  
〔同 第七号〕 四五七

- 最低賃金の決定に關する公示  
〔同 第七号〕 四五七

労働省訓令第4号  
労働省所管会計事務取扱規程の一部を改正す  
る訓令を次のように定める。  
昭和三十七年八月二十日  
労働大臣 大橋 武夫

労働省所管会計事務取扱規程(昭和三十四年  
労働省訓令第十号)の一部を次のように改正す  
る。  
第十八条及び第十九条を次のように改む。  
第十八条及び第十九条 附則  
第二十条中「契約担当職員」を「会計担当職員」  
と改む。第三項に規定する「契約担当職員」は、  
「令第四十二条」令第四十二条の四に改む。

附則  
この訓令は、公布の日から起算して六  
箇月を超えない範囲内において施行す。



建設省訓令第30号  
水資源開発促進法(昭和三十七年法律第114  
号)第四十条第一項の規定に基づき、昭和三  
十七年八月十七日閣議決定した「水資源開  
発促進計画を次のように決定したの件」回条該  
計画の規定に基づき公布する。  
昭和三十七年八月二十日

区閣議決定 和田 繁入  
利根川水系における水資源開発基本計画  
1 水の用途別の需要の見し及び供給の目  
標  
この水系における将来の水の用途別の需要  
の見し及び供給の目標は、おおむね次の  
とおりであるが、これらは、今後の調査の進  
捗に伴い順次具体化するものとする。  
(1) 水の用途別の需要の見し  
上水道用水については、この水系の流域  
内の諸都市並びに流域外の東京都の一部の  
地域及び埼玉県、千葉県の一部の都市にお  
ける上水道整備に伴う必要水量  
工業用水については、東京都域北地区及  
び埼玉県の南部の地区における地盤沈下対  
策としての地下水の代替、この水系の流域  
内の各地における工業開発並びに流域外の

農業用水については、赤城・榛名山ろく  
及び印旛沼周辺地域等の開発その他農業の  
近代化施策に伴い、この水系に関連する地域  
に発生する必要水量  
(2) 供給の目標  
これらの新規水需要に対処するため、矢  
水沢、下久保、神戸等のダム群、河口堰、  
樋ヶ浦及び印旛沼等における水位調節施設  
等の水資源の開発又は利用のための施設、  
合口堰等の既存水利の合理的な使用を図る  
施設、多目的用水路、専用用水路等の施設  
を建設するとともに、水資源の合理的な利  
用を図る措置を講じて、それぞれ必要な水  
量を供給するものとする。

2 供給の目標を達成するため必要な施設の建  
設に関する基本的な事項  
上記の供給の目標を達成するため必要な施  
設のうち、新規利水量毎約30立方メートル  
の確保を目標として、とりあえず次の施設の  
建設を行なう。  
(1) 矢水沢ダム建設事業

名 称 矢水沢ダム  
事業目的 このダムは、洪水調節、不  
特定かんがい等及び発電  
の用に供する機能を有する  
ものであるが、この事業に  
よる、群馬県赤城・榛名山  
ろく地区の農地に対し必要  
なかんがい用水を供給する  
とともに、東京都上水道用  
水を確保するものとする。  
事業主体 水資源開発公団  
なお、この事業は、建設  
大臣が現在施行中のものを  
承認するものであり、発電  
に係る分については、別に  
東京電力株式会社から事業  
の委託を受ける予定であ  
る。

河川名 利根川本川  
新利根利水  
容量 約85,000,000立方メートル  
(有効貯水容量約180,000,  
000立方メートル)  
予定工期 昭和37年度から昭和42年  
度まで

建設省訓令第31号  
水資源開発促進法(昭和三十七年法律第114  
号)第四十条第一項の規定に基づき、昭和三  
十七年八月十七日閣議決定した「水資源開  
発促進計画を次のように決定したの件」回条該  
計画の規定に基づき公布する。  
昭和三十七年八月二十日

区閣議決定 和田 繁入  
利根川水系における水資源開発基本計画  
1 水の用途別の需要の見し及び供給の目  
標  
この水系における将来の水の用途別の需要  
の見し及び供給の目標は、おおむね次の  
とおりであるが、これらは、今後の調査の進  
捗に伴い順次具体化するものとする。  
(1) 水の用途別の需要の見し  
上水道用水については、この水系の流域  
内の諸都市並びに流域外の区神地域及び赤  
城・榛名山ろく地区の農地  
工業用水については、東京都域北地区及  
び埼玉県の南部の地区における地盤沈下対  
策としての地下水の代替、この水系の流域  
内の各地における工業開発並びに流域外の

農業用水については、赤城・榛名山ろく  
及び印旛沼周辺地域等の開発その他農業の  
近代化施策に伴い、この水系に関連する地域  
に発生する必要水量  
(2) 供給の目標  
これらの新規水需要に対処するため、矢  
水沢、下久保、神戸等のダム群、河口堰、  
樋ヶ浦及び印旛沼等における水位調節施設  
等の水資源の開発又は利用のための施設、  
合口堰等の既存水利の合理的な使用を図る  
施設、多目的用水路、専用用水路等の施設  
を建設するとともに、水資源の合理的な利  
用を図る措置を講じて、それぞれ必要な水  
量を供給するものとする。

2 供給の目標を達成するため必要な施設の建  
設に関する基本的な事項  
上記の供給の目標を達成するため必要な施  
設のうち、新規利水量毎約15立方メートル  
の確保を目標として、とりあえず次の施設の  
建設を行なう。  
(1) 高山ダム建設事業

名 称 高山ダム  
事業目的 このダムは、洪水調節、不  
特定かんがい等及び発電の  
用に供する機能を有するも  
のであるが、この事業によ  
り、区神地区の上水道用水  
を確保するものとする。  
事業主体 水資源開発公団  
なお、この事業は、建設大  
臣が現在施行中のものを承  
認するものであり、発電に  
係る分については、別に事  
業の委託を受ける予定であ  
る。

河川名 下久保ダム  
新利根利水  
容量 約66,000,000立方メートル  
(有効貯水容量約120,000,000  
立方メートル)  
予定工期 昭和34年度から昭和42年  
度まで

建設省訓令第32号  
水資源開発促進法(昭和三十七年法律第114  
号)第四十条第一項の規定に基づき、昭和三  
十七年八月十七日閣議決定した「水資源開  
発促進計画を次のように決定したの件」回条該  
計画の規定に基づき公布する。  
昭和三十七年八月二十日

区閣議決定 和田 繁入  
利根川水系における水資源開発基本計画  
1 水の用途別の需要の見し及び供給の目  
標  
この水系における将来の水の用途別の需要  
の見し及び供給の目標は、おおむね次の  
とおりであるが、これらは、今後の調査の進  
捗に伴い順次具体化するものとする。  
(1) 水の用途別の需要の見し  
上水道用水については、この水系の流域  
内の諸都市並びに流域外の区神地域及び赤  
城・榛名山ろく地区の農地  
工業用水については、東京都域北地区及  
び埼玉県の南部の地区における地盤沈下対  
策としての地下水の代替、この水系の流域  
内の各地における工業開発並びに流域外の

農業用水については、赤城・榛名山ろく  
及び印旛沼周辺地域等の開発その他農業の  
近代化施策に伴い、この水系に関連する地域  
に発生する必要水量  
(2) 供給の目標  
これらの新規水需要に対処するため、高  
山、宇陀川、青蓮寺等のダム群、長門可動  
堰等の既存水利の合理的な使用を図る施  
設、多目的用水路、専用用水路等の施設を  
建設するとともに、水資源の合理的な利用  
を図る措置を講じて、それぞれ必要な水  
量を供給するものとする。なお、琵琶湖につ  
いては、今後調査を進めるものとする。  
供給の目標を達成するため必要な施設の建  
設に関する基本的な事項  
上記の供給の目標を達成するため必要な施  
設のうち、新規利水量毎約15立方メートル  
の確保を目標として、とりあえず次の施設の  
建設を行なう。

工業用水については、大田市、尼崎市及  
び西宮市における地盤沈下対策としての地  
下水の代替、この水系の流域内の各地にお  
ける工業開発並びに流域外の区神地域の工  
業開発に伴う必要水量  
農業用水については、河内、北摂、名張  
川沿岸地域等の開発その他農業の近代化施  
策に伴い、この水系に関連する地域に発生す  
る必要水量

(2) 供給の目標  
これらの新規水需要に対処するため、高  
山、宇陀川、青蓮寺等のダム群、長門可動  
堰等の既存水利の合理的な使用を図る施  
設、多目的用水路、専用用水路等の施設を  
建設するとともに、水資源の合理的な利用  
を図る措置を講じて、それぞれ必要な水  
量を供給するものとする。なお、琵琶湖につ  
いては、今後調査を進めるものとする。  
供給の目標を達成するため必要な施設の建  
設に関する基本的な事項  
上記の供給の目標を達成するため必要な施  
設のうち、新規利水量毎約15立方メートル  
の確保を目標として、とりあえず次の施設の  
建設を行なう。

河川名 名張川  
新利根利水  
容量 約15,000,000立方メートル  
(有効貯水容量約50,000,  
000立方メートル)  
予定工期 昭和35年度から昭和41年  
度まで

建設省訓令第33号  
水資源開発促進法(昭和三十七年法律第114  
号)第四十条第一項の規定に基づき、昭和三  
十七年八月十七日閣議決定した「水資源開  
発促進計画を次のように決定したの件」回条該  
計画の規定に基づき公布する。  
昭和三十七年八月二十日

区閣議決定 和田 繁入  
利根川水系における水資源開発基本計画  
1 水の用途別の需要の見し及び供給の目  
標  
この水系における将来の水の用途別の需要  
の見し及び供給の目標は、おおむね次の  
とおりであるが、これらは、今後の調査の進  
捗に伴い順次具体化するものとする。  
(1) 水の用途別の需要の見し  
上水道用水については、この水系の流域  
内の諸都市並びに流域外の区神地域及び赤  
城・榛名山ろく地区の農地  
工業用水については、東京都域北地区及  
び埼玉県の南部の地区における地盤沈下対  
策としての地下水の代替、この水系の流域  
内の各地における工業開発並びに流域外の

農業用水については、赤城・榛名山ろく  
及び印旛沼周辺地域等の開発その他農業の  
近代化施策に伴い、この水系に関連する地域  
に発生する必要水量  
(2) 供給の目標  
これらの新規水需要に対処するため、高  
山、宇陀川、青蓮寺等のダム群、長門可動  
堰等の既存水利の合理的な使用を図る施  
設、多目的用水路、専用用水路等の施設を  
建設するとともに、水資源の合理的な利用  
を図る措置を講じて、それぞれ必要な水  
量を供給するものとする。なお、琵琶湖につ  
いては、今後調査を進めるものとする。  
供給の目標を達成するため必要な施設の建  
設に関する基本的な事項  
上記の供給の目標を達成するため必要な施  
設のうち、新規利水量毎約15立方メートル  
の確保を目標として、とりあえず次の施設の  
建設を行なう。

建設省訓令第34号  
水資源開発促進法(昭和三十七年法律第114  
号)第四十条第一項の規定に基づき、昭和三  
十七年八月十七日閣議決定した「水資源開  
発促進計画を次のように決定したの件」回条該  
計画の規定に基づき公布する。  
昭和三十七年八月二十日

その管理に於ける上、土壌改良及び肥料の施用、東水産、埼玉県の一部の地区及び京葉地方の工業地帯に於ける水質汚濁の防止、

名 称 河川名 水質汚濁防止法第二十三条第一項第一号の河川の可動物の積荷の運搬を維持しつゝ、緊急かつ恒続的に該河川の土砂採取及び工業用水を確保するものとする。

日本学術会議報告第六号 昭和三十七年十一月二十五日執行の日本学術会議議員選挙につき、昭和三十七年八月四日その候補者の氏名を告示（日本学術会議告示第五号）したが、次のとおり候補者となつた区の変更および候補者取消しする旨の届出があつたので、ここに告示する。

候補者となつた区の変更 第二部 近畿地方 田畑 忍 第二部 全国区 政治学に変更

候補者の取消 第二部 中国・四国地方 野村市治郎 第六部 全国区 農芸化学 大野 一月 同 東北地方 石川 武男

海岸法（昭和三十一年法律第百一十号）第三十九条第三項の規定によつてなされた左の海岸保全区域内の土砂採取不許可処分に関する規定申請事件（昭和三十六年土調委裁第二号）は、昭和三十七年七月二十五日付で、申請人代理人から申請の取り下げがあつたので終結した。

香川県小豆郡土庄町豊島村 規定申請人 山口 總治 代理人 舟越士 豊島 時夫 大阪府東区南本町二丁目三番地神和ビル 右規定申請人 豊島 時夫

香川県小豆郡土庄町 処分庁 土庄町長 大森 包博 右処分庁は、昭和三十六年十月十日付で、申請人が海岸法第八十条第一項第一号の規定に基づいてなした海岸保全区域（香川県小豆郡土庄町伊喜末字小豊島二六一〇番地二）内の土砂採取許可申請に關して、同年十一月九日付で不許可処分したところ、規定申請人から、同年十二月四日付で、本件土地の土砂を採取しても申請人の申請する程度では背後地には何等悪影響を与えないこと、本件土地の土砂は品質良好な砂砂で御工用に欠くべからざるもので、国家産業維持、発展に大いに役立っていることおよび本件不許可処分は処分庁の業務担当者の恣意によるものであるとの理由で、右不許可処分取消の裁定を申請したものである。

行政官庁告示第六十三号 指定統計の調査票の統計目的以外の使用について、統計法（昭和二十二年法律第十八号）第十五条第二項の承認を行なつたので、同法施行令第六条の規定に基づき告示する。

指定統計の名称 行政官庁長官 川島正次郎 調査票の使用目的 人口動態調査 死亡・妊娠死亡・死産突発調査の資料とするため、大阪府下の保健所に保管してある昭和三十六年十月から昭和三十七年九月までの死亡票、出生票及び死産票から所定の項目を転記する。

行政官庁告示第六十四号 指定統計の調査票の統計目的以外の使用について、統計法（昭和二十二年法律第十八号）第十五条第二項の承認を行なつたので、同法施行令第六条の規定に基づき告示する。

調査票の使用目的 農地価格の形成要因としての地帯的性格に関する研究の資料とするため、新潟県のうち三条市並びに西蒲原郡中野小屋村、升治村及び西川町並びに南蒲原郡須田村の区域内の調査農家について作成された昭和三十年年度から昭和三十五年度までの農家経済調査表（動態計算表）から所定の項目を転記する。

農地価格の形成要因とその地帯的性格に関する研究会 主任研究員 阪本楠彦及び研究協力者 行政官庁告示第六十五号 指定統計の調査票の統計目的以外の使用について、統計法（昭和二十二年法律第十八号）第十五条第二項の承認を行なつたので、同法施行令第六条の規定に基づき告示する。

指定統計の名称 米生産費統計 調査票の使用目的 農地価格の形成要因とその地帯的性格に関する研究の資料とするため、新潟県のうち白根市並びに西蒲原郡味方村、岩室村、湯原町、巻町及び分水町の区域内の調査農家について作成された昭和三十年から昭和三十五年までの各年度米生産費調査個別結果表から所定の項目を転記する。

農地価格の形成要因とその地帯的性格に関する研究会 主任研究員 阪本楠彦及び研究協力者 農林省告示第五十六号 農産物検査法（昭和二十六年法律第四十四号）第六条の規定に基づき、農産物規格規程（昭和二十六年四月十九日農林省告示第三十三号）の一部を次のように改正する。

農林省告示第五十六号 農産物検査法（昭和二十六年法律第四十四号）第六条の規定に基づき、農産物規格規程（昭和二十六年四月十九日農林省告示第三十三号）の一部を次のように改正する。

一、自国の有効な一般旅券を所持し、相手国において滞在期間が三箇月をこえず、かつ、職業・生業その他の報酬を受ける活動に従事する意図を有しない両国民は、査証を免除される。

二、右に該当しない両国民は、査証を必要とする。ただし、査証手数料は免除される。三、自国の有効な外交旅券又は公用旅券を所持する両国民は、滞在期間のいかににかかわらず、査証を免除される。

四、両国民は、査証を免除されて入国した相手国民に対し、その滞在期間の延長を認めることができる。五、両国民は、相手国の領域において、その国の法令に従う。

六、各国の権限のある当局は、好ましくないと認める相手国民の自国への入国及び滞在を拒否する権利を留保する。七、各政府は、公序上の理由でこの取柄を一時的に停止することができる。八、各政府は、二箇月の予告をもつてこの取柄を廃棄できる。

農林大臣 重政 誠之 外務大臣 大平 正房 昭和三十一年八月二十日

# 官 報

大蔵省印刷局発行

## 目 次

### 告 示

- 利根川水系及び荒川水系における水資源開発基本計画を決定した件（整理一九）
- 胎内川ダム関係区域禁止地域指定の件（公普審調整委六）
- 関税協力理事会を設立する条約へのセナガルの加入に関する件（外務七八）
- 短期大学及び短期大学の学科の廃止を認可した件（文部六二）
- 教員の免許状授与の所要資格を得させるための大学の正規の課程として認定した件（同六三）
- 右同の大学の課程として認定した件（同六四）
- 右同の大学の聴講生の課程として認定した件（同六五）
- 看護婦養成所に関する件（厚生九〇）
- 理容師養成施設に関する件（同九一、九二）
- 美容師養成施設に関する件（同九三）
- 地すべり防止区域を指定する件（農林四三八～四四六）
- 地すべり防止区域を追加指定する件（同四四七～四四九）
- 保安林の指定を解除する件（同四五〇）

- 肥料の登録の有効期間を更新した件（同四五二、四五三）
- 計量器の型式を承認した件（通産一五七）
- 甲種電気用品の型式を認可した件（同一五八）
- 航路標識に関する件（海上保安九七）
- 特定郵便局長を長とする郵便局を設けずる件（郵政三〇八）
- 一時閉鎖中の郵便局を移転し、再開した件（同三〇九）
- 郵便局の電気通信業務を廃止した件（同三一〇）
- 検定に合格した無線機器の件（同三一三～三一三）
- 外国郵便為替等に適用する外国貨幣換算割合の件の別表を改正する件（同三二四）
- 電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件（同三二五～三三〇）
- 右同法の規定により伝搬障害防止区域を指定する件の一部を改正する件（同三三一～三三二）
- 通常の火災時の加熱に耐える性能を有する床等を指定する件（建設七六七～七八五）
- 消防用機械器具等について型式承認をした件（自治六五）

- 外務省 外務省・通商産業省 叙位・叙勲
- 官庁報告
- 法 務 再審による無罪判決の公示

九 二 三 一四 一九 二二 二四 二五

### 勞 働

争議行為の通知の公表について（労働省）

### 公 告

国家試験

### 官 告

外務公務員採用上級試験委員（外務省）

官庁（財団法人）

裁判所（相続・準禁治産・公示催告・失踪・除権判決・破産関係）

会社その他

争議行為の通知の公表について（労働省）

国家試験

官告 外務公務員採用上級試験委員（外務省）

官庁（財団法人）

裁判所（相続・準禁治産・公示催告・失踪・除権判決・破産関係）

会社その他

○総理府告示第十九号

水資源開発促進法（昭和三十六年法律第二百十七号）第四十一条一項の規定に基づき、利根川水系及び荒川水系における水資源開発基本計画を昭和五十一年四月十六日決りのように決定したので、同条第四項の規定に基づき公示する。

昭和五十一年四月二十一日

内閣総理大臣 三木 武夫

利根川水系及び荒川水系における水資源開発基本計画

一 水の用途別の需要の見おし及び供給の目標

この河川水系に各種用水を貯蓄する見込みの茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都及び利根川流域の諸地域に対する将来の水需要の見おし及び供給の目標については、この河川水系及び関連水系における今後の調査を待つて、順次具体化するものとするが、昭和四十五年度から昭和六十年度にいたる間の、水の用途別の需要見おし及び供給の目標は、おおむね次のとおりである。

- (1) 水の用途別の需要の見おし
  - 利根川水系の水需要の見おしは、この河川水系に係る供給可能な、合理的な水利用、地盤沈下対策としての地下水の代替及び計画的な生活基盤の整備等を考慮し、用途別にはおおむね次のとおりとする。

水道用水については、この河川水系の流域内の諸地域並びに流域外の千葉県及び東京都の一部の地域における水道整備に伴う必要水量の見込みは、毎秒約95立方メートルである。

工業用水については、この河川水系の流域内の諸地域並びに流域外の千葉県及び東京都の一部の地域における工業用水道整備に伴う必要水量の見込みは、毎秒約50立方メートルである。

農業用水については、この河川水系に閉鎖する諸地域における農業施設の整備その他の農業近代化施策に伴い、発生する必要水量の見込みは、毎秒約50立方メートルである。

(2) 供給の目標

これらの新規水需要に対応するための供給の目標は、毎秒約135立方メートルとし、このため上流のダム群、中・下流部の灌漑水

供給の目標は、毎秒約135立方メートルとし、このため上流のダム群、中・下流部の灌漑水

調節施設、堰、多目的用水路、専用用水路その他の水源の開発又は利用のための施設を建設するとともに、都市化の著しい地域における農業用水の合理化及び河川中・下流部に於ける下水処理水の再生循環利用等の水利の合理化の措置を講ずるものとする。

なお、この河水系を中心とし、箇ヶ浦等の高度利用及び隣接関連水系を含めた広域的な水源の開発及び利用について今後調査を進め、必要な措置を講ずるものとする。

2 供給の目標を達成するため必要な施設の建設に関する基本的事項

上記の供給の目標を達成するため必要な施設のうち、利根川水系においてとりあえず新設利水堰毎秒約150立方メートル、荒川水系においてとりあえず新設利水堰毎秒約10立方メートル、合計毎秒約160立方メートルの確保を目標として次の施設の建設を行う。

(利根川水系)

(1) 利根川河口堰建設事業

事業目的 この事業は、利根川下流部における農産物の防除等流水の正常な機能の維持を図るとともに、千葉県、埼玉県及び東京都の水道用水及び工業用水を確保し千葉県北総東部地区の農地に対し必要な農業用水の一部を確保するものとする。

事業主体 水資源開発公団

河川名 利根川

堰の先端標高 Y.P. 約2メートル

工期 昭和39年度から昭和46年度まで

(2) 草木ダム建設事業

事業目的 この事業は、洪水調節及び流水の正常な機能の維持を図るとともに、群馬県及び栃木県に係る渡良瀬川沿岸地区等の農地に対し必要な農業用水を確保し、群馬県、栃木県、埼玉県及び東京都の水道用水及び工業用水を確保するものとする。

なお、草木ダムは発電の用にも、併せ供するものとする。

事業主体 水資源開発公団

なお、発電に係る分について、別に群馬県から委託を受けるものとする。

河川名 渡良瀬川

新規利水容量 約46,000立方メートル

(有効貯水容量約50,500立方メートル)

予定工期 昭和40年度から昭和51年度まで

(3) 北総東部用水事業

事業目的 この事業は、取水施設及び水路等を建設することにより、北総東部地区の農地に対し必要な農業用水の確保及び供給を行うものとする。

事業主体 水資源開発公団

河川名 利根川

取水堰 毎秒約3.5立方メートル

予定工期 昭和45年度から昭和55年度まで

(4) 片橋湧水路建設事業

事業目的 この事業は、既存の阿蘇用水施設の使用並びに新たな水路等の建設により、千葉県の水道用水及び工業用水を供給するとともに、調整池を建設してその一部を確保するものとする。

事業主体 水資源開発公団

河川名 利根川

長橋ダム 約9,600立方メートル

新規利水容量 (有効貯水容量約9,600立方メートル)

予定工期 昭和45年度から昭和54年度まで

(5) 思川開発事業

事業目的 この事業は、南摩ダム、取水施設及び水路等を建設することにより、栃木県中央部地区及びその他の地区の一部の農地に対し必要な農業用水

を確保し、栃木県及び東京都等の都市用水を確保するとともに、洪水調節及び流水の正常な機能の維持を図るものとする。なお、大谷川等からの取水による取水地点周辺を各々下流地域の地下水及び利水に及ぼす影響調査に基づき、具体的な措置を講ずるものとする。

事業主体 水資源開発公団

河川名 大谷川及び思川

新規利水容量 約100,000立方メートル

(有効貯水容量約140,000立方メートル)

予定工期 昭和45年度から昭和58年度まで

(6) 箇ヶ浦開発事業

事業目的 この事業は、既存の常陸川水門と併せて湖周辺の取水を供給するとともに、茨城県石岡台地地区等の農地に対し必要な農業用水を確保し、茨城県、千葉県及び東京都の都市用水を確保するものとする。なお、この事業の実施に当たっては水産業に及ぼす影響について十分配慮するものとする。

事業主体 水資源開発公団

河川名 常陸川

利水のための深層取水堰 約1.5メートル

予定工期 昭和43年度から昭和53年度まで

(7) 成田用水事業

事業目的 この事業は、取水施設及び水路等を建設することにより、千葉県国際空港周辺の航空対流区域である成田地区の農地に対し必要な農業用水の確保及び供給を行うものとする。

事業主体 水資源開発公団

河川名 利根川

取水堰 毎秒約1.4立方メートル

予定工期 昭和46年度から昭和53年度まで

(8) 東総用水事業

事業目的 この事業は、取水施設及び水路等を建設することにより、千葉県の北東部に位置する東総地域の農地に対し必要な農業用水の確保及び供給を行うとともに、この地域の水道用水を供給するものとする。

事業主体 水資源開発公団

河川名 利根川

取水堰 毎秒約2.2立方メートル

予定工期 昭和49年度から昭和55年度まで

(9) 幸農保ダム建設事業

事業目的 この事業は、洪水調節及び流水の正常な機能の維持を図るとともに、群馬県及び下流地域の都市用水等を確保するものとする。

事業主体 水資源開発公団

河川名 利根川

新規利水容量 約72,000立方メートル

(有効貯水容量約85,000立方メートル)

予定工期 昭和48年度から昭和55年度まで

(10) 川治ダム建設事業

事業目的 この事業は、洪水調節及び流水の正常な機能の維持を図るとともに、栃木県に係る鬼怒川沿岸及び千葉県に係る利根川下流部の農地に対し必要な農業用水を確保し、栃木県及び千葉県の水道用水及び工業用水を確保するものとする。

事業主体 建設省

河川名 鬼怒川

新規利水容量 約71,800立方メートル

(有効貯水容量約76,000立方メートル)

予定工期 昭和43年度から昭和55年度まで  
 事業目的 この事業は、手賀沼及び反川周辺の内水排除及び手賀沼の水質浄化を図るとともに、利根川と江戸川の流況を調整し、千葉県、埼玉県及び東京都の都市用水を確保し、利根川河口堰、霞ヶ浦開発等で確保される用水を江戸川へ導水するものとする。ただし、北千葉導水路が完成するまでの間は、暫定的に野田導水路により新親都市用水の利用を図るものとする。

事業主体 建設省  
 河川名 利根川及び江戸川  
 農大導水量 毎秒約40立方メートル  
 予定工期 昭和47年度から昭和58年度まで

(2) 渡良瀬遊水池開発事業  
 事業目的 この事業は、渡良瀬遊水池の調節池化事業と合わせて遊水池を掘削し、流水の正常な機能の維持を図るとともに都市用水等を確保するものとする。  
 事業主体 建設省  
 河川名 渡良瀬川  
 新規利水容量 約21,400立方メートル  
 (有効貯水容量約26,400立方メートル)  
 予定工期 昭和48年度から昭和58年度まで

なお、本事業の実施に当たっては、別途計画される遊水池内の公園等の利用について配慮するものとする。

(3) イッダム建設事業  
 事業目的 この事業は、洪水調節を図るとともに、群馬県及び下流域の都市用水等を確保するものとする。  
 なお、水没関係住民の被害を得るよう努めるものとし、その生活の安定と地域の長期的な発展のための計画の樹立を図るものとする。

事業主体 建設省  
 河川名 吾妻川  
 新規利水容量 約90,000立方メートル  
 (有効貯水容量約90,000立方メートル)

(4) その他事業  
 上記の各事業のほか、河川総合開発事業として相生川ダム建設事業(事業主体：群馬県)、楡原遊水池建設事業(事業主体：埼玉県)及び黒部川総合開発事業(事業主体：千葉県)を、農業川水合理化事業として中川水系第一次農業川水合理化事業(事業主体：埼玉県)、楡原地区農業川水合理化対策事業(事業主体：埼玉県)及び幸手地区農業川水合理化対策事業(事業主体：埼玉県)を行う。

(5) 滝沢ダム建設事業  
 事業目的 この事業は、洪水調節及び流水の正常な機能の維持を図るとともに、埼玉県及び東京都の水道用水を確保するものとする。  
 事業主体 水資源開発公団  
 なお、この事業は建設大臣が現在施行中のものを承継するものである。  
 河川名 中津川  
 新規利水容量 約49,000立方メートル  
 (有効貯水容量約58,000立方メートル)

予定工期 昭和44年度から昭和57年度まで  
 事業目的 この事業は、洪水調節及び流水の正常な機能の維持を図るとともに、埼玉県等の都市用水を確保するものとする。  
 事業主体 水資源開発公団  
 なお、この事業は建設大臣が現在施行中のものを承継するものである。

河川名 浦山川  
 新規利水容量 約38,300立方メートル  
 (有効貯水容量約48,000立方メートル)

(6) その他事業  
 上記の各事業のほか、河川総合開発事業として有間ダム建設事業(事業主体：埼玉県)及び合角ダム建設事業(事業主体：埼玉県)を行う。  
 なお、上記1から5までの事業費は、洪水調節、流水の正常な機能の維持及び発電に係る分を合わせて約8,800億円と見込まれる。  
 この他、昭和38年3月に決定された利根川水系水資源開発基本計画に基づき、すでに完成している利根導水路の一部の施設の改築を行う。

(7) 朝霞水路改築事業  
 事業目的 この事業は、利根導水路建設事業に係る朝霞水路周辺の地盤沈下により低下した機能を回復するため、水路の改築を行うものである。  
 事業主体 水資源開発公団  
 なお、浄化用水導入に係る分については、別に14から変配を受けるとする。  
 河川名 利根川及び荒川  
 取水 毎秒16.6立方メートル

予定工期 昭和51年度から昭和55年度まで  
 事業費 約100億円  
 3 その他水資源の総合的な開発及び利用の合理化に関する重要事項  
 (1) 供給の目標を早期に達成するため、水源地域の開発・整備等を行うことにより、関係地域住民の生活安定と福祉の向上に資するための方針を積極的に推進するとともに、水源の保全施策を図るため、森林の整備等必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(2) この両水系における水資源の開発と利用は既に高度な状態に達しつつあるので、この地域の水需要を充足するため、この両水系を中心とした総合的な水資源開発の方針を推進するとともに、次のような水利用の合理化に関する施策を講ずるものとする。

① 水の使用に当たっては、政策的な使用の抑制、回収等の向上、漏水防止等の節水を図るための方策を推進するものとする。

② 今後、生活環境の整備に伴う、下水処理水の放流量の増大に対応し、これの河川流水と合わせた水資源としての再利用及び用途に応じた適切な処理を施した再利用等を図るため必要に応じ技術的・制度的検討を進め、水の循環利用を促進する方策を講ずるものとする。

③ 近年の著しい経済社会の発展に伴う土地利用及び産業構造の変革に対応し、既存水利の有効適切な利用を図るほか、都市化の著しい地域において農業水利施設の整備を行い、農業の振興に資するとともに、水利用の合理化を促進するための措置を講ずるものとする。

(8) 本計画の運用に当たっては、各値長期計画との整合性、経済社会情勢及び財政事情に配慮するものとする。  
 なお、水資源の総合的な開発及び利用の合理化に当たっては、水質の保全等自然環境の保全に十分留意するものとする。

なお、本事業の実施に当たっては、別途計画される遊水池内の公園等の利用について配慮するものとする。

乙 第 9 号 証

# 官 報

大蔵省印刷局発行

## 目 次

〔省 令〕

○植物防疫法施行規則の一部を改正する省令（農林水産二）

〔告 示〕

○利根川水系及び荒川水系における水資源開発基本計画の全部を変更した件（総理三）

○建設大臣が新築等の業務につき主務大臣となるべき施設の名称を公示する件（同四）

○貿易研修センター設立計画のための贈与に関するインドネシア共和国政府との書簡の交換に関する件（外務四七）

〔外務四七〕

○植物防疫法施行規則表一の一の項のチリ共和国から発送されるトムソンシードレス種、フレームシードレス種及びリベール種のぶどうの生果実に係る農林水産大臣が定める基準を定める件（農林水産一三三）

○旅館の登録を抹消した件（運輸六八）  
○水先人の免許を与えた件（同六九）

○土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件（建設一七〇）

○工事が完了した件（同一七一〜一七三）

○都市計画に関する件（同一七四、一七五）

○三国川ダムの建設に関する基本計画の一部を変更した件（同一七六）

○共同溝を建設する件（同一七七）

○道路に関する件（同一七八）

〔国会事項〕

〔人事異動〕

防衛庁 科学技術庁

〔叙位・叙勲〕

〔官庁報告〕

官庁事項

認可状交付（外務省）

中部地方建設局公示（中部地方建設局）

〔公 告〕

諸事項

官庁

農地法施行令第十七条の規定、国土調査法に基づく国土調査の成果の認証に準ずる指定関係

裁判所

相続、公示催告、破産関係

特殊法人等

住宅、都市整備公団、昭和六十三年度における任意継続掛金の算定の標準となる額関係

地方公共団体

行旅死亡人関係

会社その他

会社決算公告

## 省 令

○農林水産省令第二号

植物防疫法（昭和二十五年法律第五十一号）第七條第一項第一号の規定に基づき、植物防疫法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

昭和六十三年二月六日

農林水産大臣 佐藤 隆

植物防疫法施行規則の一部を改正する省令  
植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第七十三号）の一部を次のように改正する。

別表一の一の項植物の欄中「を除く」を「並びにチリ共和国から発送され、他の地域を経由しないで輸入されるトムソンシードレス種、フレームシードレス種及びリベール種のぶどうであつて農林水産大臣が定める基準に適合しているものを除く」に改める。

附 則

この省令は、昭和六十三年二月八日から施行する。

## 告 示

○総理府告示第三号

利根川水系及び荒川水系における水資源開発基本計画の全部を昭和六十三年二月二日次のように変更したので、水資源開発促進法（昭和三十六年法律第二百七号）第四條第五項において準用する同條第四項の規定に基づきを公示する。

昭和六十三年二月六日

内閣総理大臣 竹下 登

利根川水系及び荒川水系における水資源開発基本計画

1 水の用途別の需要の見通し及び供給の目標  
この面水系に各種用水を依存する見込みの茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県諸地域に対する21世紀の初頭に向けての水需要の見通し及び供給の目標については、経済社会の諸動向並びに水資源開発の多目的性、長期性及び適地の希少性に配慮しつつ、この面水系及び関連水系における今後の計画的整備のための調査を待つて、順次具体化するものとするが、昭和61年度から昭和75年度を田途とする間の水の用途別の需要の見通し及び供給の目標は、おおむね次のとおりである。

(1) 水の用途別の需要の見通し  
 水の用途別の需要の見通しは、計画的な生活・産業基盤の整備、地盤沈下対策としての地下水利用の転換、不安定な取水の安定化、合理的な水利用、この河水系に係る供給可能量等を考慮し、おおむね次のとおりとする。

水道用水については、この河水系の流域内の諸地域並びに流域外の千葉県及び東京都の一部の地域における水道整備に伴う必要水量の見込みは、毎秒約93立方メートルである。工業用水については、この河水系の流域内の諸地域並びに流域外の千葉県の一部の地域における工業用水道整備に伴う必要水量の見込みは、毎秒約35立方メートルである。

農業用水については、この河水系に関連する諸地域における農業基盤の整備その他農業近代化施策の実施に伴う必要水量の見込みは、毎秒約43立方メートルである。

(2) 供給の目標

これらの需要に対処するための供給の目標は、毎秒約169立方メートルとし、このため2に掲げるダム、湖沼水位調節施設、多目的用水路その他の水源の開発又は利用のための施設の建設を促進するとともに、都市化の著しい地域における農業用水の合理化及び下水処理水の再生利用等水利用の合理化を図る措置を講ずるものとする。さらに、新たな上流ダム群等の開発及び利用の合理化のための調査を推進し、その具体化を図るものとする。

2 供給の目標を達成するための必要な施設の建設に関する基本的な事項

上記の供給の目標を達成するため必要な施設のうち、取りあえず、利根川水系において新規利水量毎秒約121立方メートル、荒川水系において新規利水量毎秒約13立方メートル、合計毎秒約134立方メートルの確保を目的として次の施設の建設を行う。

(1) 霞ヶ浦開発事業 (利根川水系)

事業目的 この事業は、既設の常陸川水門と合わせ、湖周辺の洪水を防止するとともに、茨城県石岡台地地区等の農地に対し必要な農業用水を確保し、茨城県、千葉県及び東京都の水

道用水並びに茨城県及び千葉県の工業用水を確保するものとする。  
 なお、この事業の実施に当たっては、水産業に及ぼす影響について十分配慮するものとする。

事業主体 千葉県 霞ヶ浦  
 利水のため利用水深 約13メートル

予定期間 昭和43年度から昭和63年度まで

(2) 思川開発事業

事業目的

この事業は、南摩ダム、取水施設及び水路等を建設することにより、洪水調節及び流水の正常な機能の維持を図るとともに、栃木県思川沿岸地域の農地に対し必要な農業用水及び栃木県、東京都等の都市用水の確保等を行うものとする。

なお、大谷川等からの取水による取水地点周辺を含む下流域の地下水及び利水に及ぼす影響調査に基づき、具体的な措置を講ずるものとする。

事業主体 千葉県 大谷川及び思川  
 新規利水量 約86,000立方メートル (有効貯水容量約100,000立方メートル)

予定期間 昭和45年度から

(3) 房総導水路建設事業

事業目的

この事業は、既存の両総用水国営土地改良事業の施設を使用するとともに新たな水路等を建設することにより、千葉県の水道用水及び工業用水を供給するとともに、長柄ダム等を建設してその一部を確保するものとする。

事業主体 千葉県 利根川  
 新規利水量 約9,600立方メートル (有効貯水容量約9,600立方メートル)

予定期間 昭和45年度から昭和64年度まで

(4) 奈良俣ダム建設事業

事業目的

この事業は、洪水調節及び流水の正常な機能の維持を図るとともに、千葉県東総地域の農地に対し必要な農業用水を確保し、茨城県、群馬県、埼玉県、千葉県及び東京都の水道用水並びに群馬県の工業用水を確保するものとする。

なお、奈良俣ダムは発電の用にも併せ供するものとする。

事業主体 千葉県 水資源開発公団 格保川  
 新規利水量 約69,500立方メートル (有効貯水容量約85,000立方メートル)

予定期間 昭和48年度から昭和70年度まで

(5) 東総用水事業

事業目的

この事業は、取水施設及び水路等を建設することにより、千葉県東総地域の農地に対し必要な農業用水の補給を行うとともに、千葉県の水道用水を供給するものとする。

事業主体 千葉県 水資源開発公団 利根川  
 新規利水量 毎秒約32.0立方メートル

予定期間 昭和49年度から昭和63年度まで

(6) 埼玉合口二期事業

事業目的

この事業は、利根川の従前の機能を維持しつつ屋川及び見沼代用水の施設を改修して、農業用水の安定供給と水利用の合理化を図るとともに、こ

の事業及び関連事業の施行により他の用途に利用可能となる水を埼玉県及び東京都の水道用水として確保供給するものとする。

事業主体 千葉県 水資源開発公団 利根川  
 転用水量 毎秒約31.1立方メートル (かいかい期平均水量)

予定期間 昭和53年度から昭和67年度まで

(7) 霞ヶ浦用水事業

事業目的

この事業は、取水施設及び水路等を建設することにより、茨城県西部の農地に対し必要な農業用水の補給を行うとともに、茨城県の水道用水及び工業用水を供給するものとする。

事業主体 千葉県 水資源開発公団 霞ヶ浦  
 最大取水量 毎秒約19.4立方メートル

予定期間 昭和54年度から昭和66年度まで

(8) 戸倉ダム建設事業

事業目的

この事業は、洪水調節及び流水の正常な機能の維持を図るとともに、群馬県及び下流域の都市用水の確保等を行うものとする。

事業主体 千葉県 水資源開発公団 片品川  
 予定期間 昭和57年度から

(9) 平川ダム建設事業

事業目的

この事業は、洪水調節及び流水の正常な機能の維持を図るとともに、群馬県及び下流域の都市用水の確保等を行うものとする。

事業主体 千葉県 水資源開発公団 平川  
 予定期間 昭和61年度から



(10) 八ヶ場ダム建設事業  
 事業目的 この事業は、洪水調節を図るとともに、茨城県、群馬県、埼玉県、千葉県及び東京都の水道用水並びに群馬県及び千葉県工業用水を確保するものとする。  
 なお、水没関係住民の納得を得るよう努めるものとし、その生活の安定と地域の長期的な発展のための計画の樹立を図るものとする。

事業主体 建設省  
 河川名 吾妻川  
 新規利水容量 約90,000千立方メートル  
 (有効貯水容量約90,000千立方メートル)

予定工期 昭和42年度から昭和75年度まで

(11) 北千葉導水事業  
 事業目的 この事業は、利根川下流部と江戸川を連絡する流況調整河川を建設することにより、手賀沼及び坂川周辺の内水排除を行うとともに、手賀沼等の水質浄化を図り、埼玉県、千葉県及び東京都の水道用水並びに千葉県の工業用水を確保し、また、利根川河口堰、霞ヶ浦開発及び霞ヶ浦導水で確保される用水を江戸川に導水するものとする。ただし、北千葉導水路が完成するまでの間は、暫定的に野田導水路により新親都市用水の利用を図るものとする。

事業主体 建設省  
 河川名 利根川及び江戸川

最大導水容量 毎秒約40立方メートル  
 予定工期 昭和47年度から昭和65年度まで

(12) 渡良瀬遊水池総合開発事業  
 事業目的 この事業は、渡良瀬遊水池の調節池化事業と合わせて遊水池の掘削等を行うことにより、洪水調節及び流水の正常な機能の維持を図るとともに、茨城県、栃木県、埼玉県、千葉県及び東京都の水道用水を確保するものとする。  
 なお、この事業の実施に当たつては、別途計画される遊水池内の公園等の利用について配慮するものとする。

事業主体 建設省  
 河川名 渡良瀬川  
 新規利水容量 約21,400千立方メートル  
 (有効貯水容量約26,400千立方メートル)

予定工期 昭和48年度から昭和63年度まで

(13) 霞ヶ浦導水事業  
 事業目的 この事業は、那珂川下流部、霞ヶ浦及び利根川下流部を連絡する流況調整河川を建設することにより、霞ヶ浦等の水質浄化を図るとともに、流水の正常な機能の維持を図り、茨城県、埼玉県、千葉県及び東京都の水道用水並びに茨城県の工業用水を確保するものとする。

事業主体 建設省  
 河川名 利根川、霞ヶ浦及び那珂川  
 最大導水容量 毎秒約85立方メートル  
 予定工期 昭和51年度から昭和68年度まで

(14) 湯西川ダム建設事業  
 事業目的 この事業は、洪水調節及び流水の正常な機能の維持を図るとともに、栃木県田川地域の農地に対し必要な農業用水を確保し、茨城県、栃木県及び千葉県の水道用水並びに千葉県の工業用水を確保するものとする。

事業主体 建設省  
 河川名 湯西川  
 新規利水容量 約80,800千立方メートル  
 (有効貯水容量約96,000千立方メートル)

予定工期 昭和57年度から昭和73年度まで

(15) 稲戸井調節池総合開発事業  
 事業目的 この事業は、稲戸井遊水池の調節池化事業と合わせて遊水池の掘削等を行うことにより、洪水調節及び流水の正常な機能の維持を図るとともに、茨城県及び下流地域の都市用水の確保等を行うものとする。

事業主体 建設省  
 河川名 利根川  
 予定工期 昭和62年度から

(16) 江戸川総合開発事業  
 事業目的 この事業は、水門・堰の改良、河道掘削及び下水処理水を再生処理するための河川浄化施設の建設等を行うことにより、江戸川下流域の洪水を防除し、塩害の防除等流水の正常な機能の維持を図るとともに、江戸川沿岸地域の都市用水の確保等を行うものとする。

事業主体 建設省  
 河川名 江戸川  
 予定工期 昭和62年度から  
 北総中央用水土地改良事業  
 事業目的 この事業は、既存の北総東部用水事業の施設を使用するとともに新たな水路等を建設することにより、北総東部用水事業で確保した農業用水の一部をもつて、千葉県北部の農地に対し必要な農業用水の補給を行うものとする。

事業主体 農林水産省  
 河川名 利根川

最大導水容量 毎秒23立方メートル  
 予定工期 昭和61年度から

(18) 荒川水系  
 事業目的 この事業は、洪水調節及び流水の正常な機能の維持を図るとともに、埼玉県及び東京都の水道用水を確保するものとする。

事業主体 建設省  
 河川名 荒川  
 新規利水容量 約49,000千立方メートル  
 (有効貯水容量約58,000千立方メートル)

予定工期 昭和44年度から昭和72年度まで

(19) 浦山ダム建設事業  
 事業目的 この事業は、洪水調節及び流水の正常な機能の維持を図るとともに、埼玉県及び東京都の水道用水を確保するものとする。  
 なお、浦山ダムは発電の用に併せて供するものとする。

事業主体 建設省  
 河川名 浦山川  
 新規利水容量 約46,300千立方メートル  
 (有効貯水容量約56,000千立方メートル)

予定工期 昭和47年度から昭和70年度まで

四 荒川調節池総合開発事業

この事業は、荒川遊水池の調節池化事業と合わせて遊水池を掘削し、また、下水処理水を再生処理するための河川浄化施設等を建設することにより、洪水調節を図るとともに、埼玉県及び東京都の水道用水を確保するものとする。

事業主体 建設省  
河川名 荒川  
新規利水容量 約10,200千立方メートル  
(有効貯水容量約10,600千立方メートル)

河川浄化施設 毎秒約3立方メートル  
遊水池容量 約22,000立方メートル  
予定工期 昭和52年度から昭和65年度まで

その他事業

上記の各事業のほか、河川総合開発事業として合角ダム建設事業(事業主体:埼玉県)を行う。

なお、上記(1)から(4)までの事業費は、洪水の防除、流水の正常な機能の維持、発電等に係る分を合わせて約22,000億円と見込まれる。

3 その他水資源の総合的な開発及び利用の合理化に関する重要事項

(1) この両水系の河川による新たな水需要の充足、河川からの不安定な取水の安定化及び地盤沈下対策としての地下水の転換を図り、適切な水需給バランスを確保するために、事業の促進に努めるとともに、関連水系を包摂した水資源の開発及び利用について総合的な検討を進め、積極的な促進を図るものとする。

(2) 水資源の開発及び利用を進めるに当たっては、水源地域の開発・整備を図ること等により、関係地域住民の生活安定と福祉の向上に資するための施策を積極的に推進するとともに、ダム周辺の環境整備、水源の保全かん養を図るための森林の整備等必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(3) 水資源の開発及び利用に当たっては、治水対策及び水力エネルギーの適正利用に努めるとともに、既存水利、水産資源の保護等に十分配慮するものとする。

(4) この両水系における水資源の開発及び利用は、既に高度な状態に達しつつあるので、次のような水利用の合理化を図る施策を講ずるものとする。

① 漏水の防止。回収率の向上等の促進を図るとともに、浪費的な使用の抑制による節水に努めるものとする。

② 生活排水、産業排水等の再生利用のための技術開発等を推進し、その利用の促進を図るものとする。

③ 生活環境の整備に伴い増大する下水処理水と河川流水を総合的に運用する施策を推進するものとする。

④ 土地利用及び産業構造の変化に対応し、既存水利の有効適切な利用を図るものとする。

(5) 近年、降雨状況等の変化により利水安全性が低下し、しばしば洪水に見舞われている。また、生活水準の向上、経済社会の高度化等に伴い、治水による影響が増大している。このようなことから、異常治水対策の確立を目標として、治水対策事業等を促進するものとする。

(6) 水資源の総合的な開発及び利用の合理化に当たっては、水質及び自然環境の保全に十分配慮するとともに、水環境に対する社会的要請の高まりに対応して水質改善もつ環境機能を生かすよう努めるものとする。

(7) 本計画の運用に当たっては、各種長期計画との整合性、経済社会情勢及び財政事情に配慮するものとする。

○総務府告示第四号  
水資源開発公団法施行令(昭和三十七年政令第百七十七号)第二十八条第四項の規定に基づき、同条第一項の建設大臣が新築、改築、管理その他の業務として主要大臣となるべき施設の名称を次のように公示する。

昭和六十三年二月六日  
内閣総理大臣 竹下 登

平川水門  
○外務省告示第四十七号  
昭和六十二年十二月二十八日にジャカルタで、貿易研修センター設立計画のための贈与に関する次の議案の書簡の交換がインドネシア共和国政府との間に行われた。

1 援助の目的及び内容 貿易研修センター設立計画を実施するために必要な

(a) 研修棟、宿泊棟及び附属施設の建設に必要な生産物及び役務の供与

(b) 車両並びに機材及びその据付けに必要な役務の供与

(c) 前記(a)及び(b)の生産物の輸送に必要な役務の供与

2 贈与の限度額 二十億二千四百万円

3 贈与の使用期限 昭和六十三年十二月二十七日まで

4 署名者  
日 本 側 枝村純郎在インドネシア大使  
インドネシア側 ルスリ・ノール外務省対外経済総局長  
昭和六十三年二月六日 外務大臣 宇野 宗佑

○農林水産省告示第百三十二号  
植物防疫法施行規則(昭和二十五年農林省令第七十三号)別表一の一の項のチリ共和国から発送されるトマンシードレス種、フレムシードレス種及びリール種のおどりの生果実に係る農林水産大臣が定める基準を次のように定め、昭和六十三年二月八日から施行する。

昭和六十三年二月六日 農林水産大臣 佐藤 隆

一 植物及び地域  
トマンシードレス種、フレムシードレス種及びリール種のおどりの生果実であつて、チリ共和国のうち、チリ共和国植物防疫機関が濃密な病害虫防除が行われる地区として指定した地域で生産されたものであること。

二 輸送方法  
船積貨物又は航空貨物として輸入されたものであること。

○運輸省告示第六十八号  
国際観光ホテル整備法施行規則(昭和二十五年運輸省令第四十九号)第八條第四項の規定により、昭和六十三年一月十二日の登録旅館の登録を抹消したので、同令第三條の規定に基づき、告示する。

昭和六十三年二月六日 運輸大臣 石原慎太郎

登録旅館の一七九号 豊科グリーンビュートホテル  
登録旅館第一一九九号 長野県茅野市北山字小倉四〇三六番地の一九

○運輸省告示第六十九号  
水先法(昭和二十四年法律第百二十一号)第三條の規定により、次のとおり水先人の免許を与えたので、水先法施行規則(昭和二十四年運輸省令第一号)第二條の規定に基づき、告示する。

昭和六十三年二月六日 運輸大臣 石原慎太郎

免許番号	氏名	本籍の部	道府県名	免許年月日	水先区
第一〇二五号	吉田 信彦	東京都	東京都	昭和六十二年十二月二十一日	横須賀水先区
第一〇二六号	小川 都男	千葉県	千葉県	昭和六十二年十二月二十一日	横須賀水先区
第一〇二七号	西川 益弘	大阪府	大阪府	昭和六十二年十二月二十一日	横須賀水先区
第一〇二八号	藤後 輝夫	兵庫県	兵庫県	昭和六十二年十二月二十一日	横須賀水先区

三 生産地における検査及び証明  
(一) チリ共和国植物防疫機関により検査され、かつ、その検査の結果、有害動物及び有害植物が付着していないことを認め、又は信する旨記載されたチリ共和国植物防疫機関が発行した植物検査証明書が添付してあるものであること。

(二) 植物検査証明書には、次に掲げる事項が特記されていること。  
ア チェユカイイムバエに侵されていないものであること。  
イ 五の消毒が行われたものであること。

(三) 植物検査証明書には、(一)の検査及び五の消毒の実施を確認した旨の植物防疫官による付記がなされていること。

四 封印  
生果実のこん包には、チリ共和国植物防疫機関による封印がなされていること。

五 生産地における消毒  
低温処理施設において、生果実の中心部が一度になつた後、引き続き十二日間、その温度で消毒すること。

六 積込み時の措置  
五により消毒された生果実を消毒施設から船舶又は航空機に積み込むときは、当該生果実がチェユカイイムバエに侵されないことのないための措置がとられていること。

七 表示  
(一) (一)の検査及び五の消毒が行われた生果実のこん包には、輸出植物検査が終了している旨及び仕向地が日本である旨の表示がなされていること。

(二) (一)の仕向地の表示は、こん包の三面以上でなされていること。

(三) (一)の仕向地の表示は、こん包の三面以上でなされていること。

(四) (一)の仕向地の表示は、こん包の三面以上でなされていること。

(五) (一)の仕向地の表示は、こん包の三面以上でなされていること。

(六) (一)の仕向地の表示は、こん包の三面以上でなされていること。

(七) (一)の仕向地の表示は、こん包の三面以上でなされていること。

(八) (一)の仕向地の表示は、こん包の三面以上でなされていること。

(九) (一)の仕向地の表示は、こん包の三面以上でなされていること。

昭和二十五年三月三十一日 日刊(行政機関の休日休刊)  
第三種郵便物認可 付録資料版(毎週水曜)

# 官 報

財務省印刷局発行

## 目 次

### (省 令)

○飼料及び飼料添加物の成分規格等に  
関する省令の一部を改正する省令  
(農林水産一三三)

### (告 示)

- 運輸シミュレーターの型式認定番号  
を指定した件(国家公安委二三)
- 政党助成法第五条第三項の規定によ  
る政党交付金の交付を受けようとす  
る政党の届出事項の異動の届出が  
あったので公表する件(総務五九〇)
- 指定統計を作成するために集められ  
た調査票の使用に関する件  
(同五九一、五九二)
- 郵便貯金及び預金等の受払事務の委  
託及び受託に関する法律第二条第二  
項及び第四条第三項の規定に基づ  
き、郵便貯金受払事務を委託した金  
融機関及び金融機関預金受払事務を  
受託した金融機関の名称等を告示す  
る件(郵政事業庁三三〇)
- 防毒マスクの規格の一部を改正する  
件(厚生労働二九九)
- 保安林の指定を解除する件  
(農林水産一二五四〜一二六七)

○農業災害補償法第百六条第二項の主  
務大臣が都道府県知事の意見を聴い  
て指定する地域を指定する件の一部  
を改正する件(同一二六八)

○農業災害補償法第百五十条の三の二  
第一項の規定に基づき主務大臣が都  
道府県知事の意見を聴いて指定する  
地域を定める件の一部を改正する件  
(同一二六九)

○農作物基準共済掛金率等を定める件  
の一部を改正する件(同一二七〇)

○農業災害補償法による畑作物共済の  
共済目的たる農作物を指定する政令  
の規定に基づき、農林水産大臣が都  
道府県知事の意見を聴いて指定する  
地域を定める件の一部を改正する件  
(同一二七二)

○農産物基準共済掛金率等を定める件  
の一部を改正する件(同一二七三)

○住宅の品質確保の促進等に関する法  
律の規定により指定住宅性能評価機  
関の名称及び住所等を変更した件  
(国土交通一四五四)

○工事が完了した件(同一四五五)

○新東京国際空港の施設について告示  
した事項に変更があった件  
(同一四五六)

○住宅の品質確保の促進等に関する法  
律の規定により指定試験機関の指定  
区分を変更した件(同一四五七)

○利根川水系及び荒川水系における水  
資源開発基本計画の一部を変更した  
件(同一四五八)

○利根川水系及び荒川水系における水  
資源開発基本計画に基づいて水資源  
開発公団が実施する事業に係る水資  
源開発公団法施行令第二十八条第三  
項の業務に関する事項についての主  
務大臣を公示する件(同一四五九)

○淀川水系における水資源開発基本計  
画の一部を変更した件(同一四六〇)

### (人事異動)

内閣 法務省 最高裁判所

### (皇室事項)

### (官庁報告)

### 官庁事項

郵便貯金規則第五二条の三の二第一  
項のカードの認定(郵政事業庁)

### 労 働

労働保険審査官及び労働保険審査会法  
第五条の規定に基づく関係事業主を代  
表する者の候補者の推薦について  
(厚生労働省)

国土調査法に基づく国土調査と同一の  
効果があるものとしての指定の公告  
(国土交通省)

### (資 料)

閣議決定等事項  
機械受注統計調査報告(平成十三年七  
月)(実績)(内閣府)

### (公 告)

### 諸 事 項

### 官 庁

証票無効、農地の買収前の所有者等  
への充払通知に代える公告、鉱業法  
第一八九条関係

### 裁 判 所

相続、公示催告、除権判決、破産、  
免費、再生関係

### 特 殊 法 人 等

日本道路公団工事完了、日本弁護士  
連合会登録取扱規則中一部改正関係  
地方公共団体  
教育職員免許状失効関係  
会社その他

○国土交通省告示第十四百五十五号  
 印西市計画事業新住宅市街地開発事業・船橋  
 都市計画事業新住宅市街地開発事業千葉北部地区  
 新住宅市街地開発事業に係る次の工区について工  
 事が完了したので、新住宅市街地開発法（昭和三十  
 八年法律第百三十四号）第二十七条第二項の規定に  
 基づき告示する。  
 平成十三年九月十八日

国土交通大臣 林 寛子  
 002-32211、007-111-3、007-1  
 21、007-22、007-28-1、007-  
 33-2、007-33-3、007-39-2、  
 007-39-3、007-43、007-45、  
 007-55-1、009-02-1、009-  
 32-1、012-25-1、012-25-2、  
 012-31-3、230-03-4、230-  
 05-2、230-06-2、240-15-5、  
 240-17、240-37-1、240-42、  
 240-44、240-67-1

○国土交通省告示第十四百五十六号  
 新東京国際空港の施設について告示した事項の  
 変更があったので、航空法（昭和二十七年法律第  
 二百三十一号）第五十六条および同法施行令（昭  
 和四十六年の規定に基づき）次のとおり変更する。  
 平成十三年九月十八日

国土交通大臣 林 寛子  
 一 設置者の氏名及び住所 新東京国際空港公団  
 千葉県成田市木の根字神台二十四番地  
 二 飛行場の名称及び位置 新東京国際空港 千  
 葉県成田市  
 三 変更した事項（本事項に関しては、平成十三  
 年八月九日付け航空法改正訂版を参照。なお、  
 変更前の事項については、平成十三年国土交通  
 省告示第四四四号を参照。）  
 誘導路  
 延長 一万七千二百八十九メートル  
 四 変更した事項に係る施設の供用開始期日 平  
 成十三年十月四日  
 ○国土交通省告示第十四百五十七号  
 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十  
 一年法律第八十一号）第五十五条第二項において  
 律用する同法第十条第一項の規定に基づき、平成  
 十二年建設省告示第八百三十五号の一部を次の  
 ように改正する。  
 平成十三年九月十八日  
 国土交通大臣 林 寛子

表六の項中「告示第二項第二十三号から第二十六号まで」を「告示第二項第一号から第六号まで及び第二十三号から第二十六号まで」に改める。  
 ○国土交通省告示第十四百五十八号  
 利根川水系及び荒川水系における水資源開発基本計画の一節を平成十三年九月十四日付けの次のように変更したので、水資源開発促進法（昭和三十一年法律第二四十七号）第四十条第五項に基き、同法施行令（昭和三十一年九月十八日）を適用する同条第五項の規定に基づき、公示する。  
 平成十三年九月十八日  
 国土交通大臣 林 寛子

2の利根川水系において新規利水量【毎秒約121立方メートル】を【毎秒約114立方メートル】に改める。  
 2の荒川水系において新規利水量【毎秒約14立方メートル】を【毎秒約13立方メートル】に改める。  
 2の合計【毎秒約135立方メートル】を【毎秒約127立方メートル】に改める。  
 2の「確保を目的として」の次に、「平成十三年度以降水の用途別の需要の見直し及び供給の目標を見直すまでの当分の間」を加える。  
 （利根川水系）  
 2の(2)の予定工期の次に次の一文を加える。  
 「なお、思川開発事業については、大谷川分水の中止に伴う事業内容の見直しを至急行うものとする。」  
 2の(8)の予定工期中【平成12年度】を【平成20年度】に改める。  
 2の(9)を全て削除する。  
 2の(10)の予定工期中【平成12年度】を【平成22年度】に改める。  
 2の(11)の予定工期中【平成12年度】を【平成22年度】に改める。  
 2の(12)の予定工期中【平成12年度】を【平成22年度】に改める。  
 2の(13)の予定工期中【平成12年度】を【平成22年度】に改める。

2の霞ヶ浦導水事業の番号【(13)】を【(12)】に改める。  
 2の湯西川ダム建設事業の番号【(14)】を【(13)】に改める。  
 2の(5)を全て削除する。  
 2の(10)の予定工期中【平成12年度】を【平成15年度】に改める。  
 2の北総中央用土土地改良事業の番号【(16)】を【(14)】に改める。  
 2の(17)の予定工期中【平成12年度】を【平成13年度】に改める。  
 2の利根中央用水事業の番号【(17)】を【(15)】に改める。  
 2の(18)を全て削除する。  
 2の利根中央土地改良事業の番号【(19)】を【(16)】に改める。  
 2の栗原川ダム建設事業の番号【(20)】を【(17)】に改める。  
 2のその他事業の番号【(21)】を【(18)】に改める。  
 2の浦山ダム建設事業の番号【(22)】を【(20)】に改める。  
 2の荒川調節池総合開発事業の番号【(24)】を【(21)】に改める。  
 2の(24)合角ダム建設事業（事業主体：埼玉県）の次の次の部分を削除する。  
 「小森川ダム建設事業（事業主体：埼玉県）及び大野ダム建設事業（事業主体：埼玉県）」  
 2のその他事業の番号【(25)】を【(22)】に改める。  
 2の(2)武蔵水路改築事業の次に次の事業を加える。  
 (3)印旛沼開発施設緊急改築事業

この事業は、印旛沼周辺の農地に対して必要な農業用水と千葉県の水道用水及び工業用水の供給を行う印旛沼開発施設のうち、老朽化等により低下した施設の機能を回復するため、同施設の緊急的な改築を行うものとする。  
 事業主体 水資源開発公団  
 河川名 印旛沼

利水のための  
 利用水深 約1.0メートル  
 予定工期 平成13年度から平成20年度まで  
 2の最後の文中「上記の38事業の」を「上記の34事業」に改める。  
 2の最後の文中【約34,000億円】を【約31,100億円】に改める。  
 3の(7)の次に次の文を加える。  
 「なお、本計画については、水の用途別の需要の見直し及び供給の目標等を見直しを至急行うものとする。」  
 ○国土交通省告示第十四百五十九号  
 水資源開発公団法施行令（昭和三十七年政令第四百七十七号）第二十八条第四項の規定に基づき、利根川水系及び荒川水系における水資源開発基本計画において水資源開発公団が実施する事業に係る同条第三項の業務に関する事項について国土交通大臣を次のように公示する。  
 平成十三年九月十八日  
 国土交通大臣 林 寛子

業 務	主 務 大 臣
印旛沼開発施設緊急改築事業	厚生労働大臣 豊田 隆平
大野ダム建設事業	国土交通大臣 林 寛子

○国土交通省告示第十四百六十号  
 定川水系における水資源開発基本計画の一部を平成十三年九月十四日付けの次のように変更したので、水資源開発促進法（昭和三十一年法律第二四十七号）第四十条第五項に基き、同法施行令（昭和三十一年九月十八日）を適用する同条第五項の規定に基づき、公示する。  
 平成十三年九月十八日  
 国土交通大臣 林 寛子  
 2の冒頭の文中「計画的な対処を目的として、次の施設の建設を」を「計画的な対処を目的として、平成13年度以降水の用途別の需要の見直し及び供給の目標を見直すまでの当分の間次の施設の建設を」に改める。  
 2の(7)の予定工期中【平成12年度】を【平成22年度】に改める。  
 2の(8)の予定工期中【平成11年度】を【平成17年度】に改める。  
 3の(7)の後ろに次の一文を追加する。  
 「なお、本計画については、水の用途別の需要の見直し及び供給の目標等を見直しを至急行うものとする。」